

# 金沢版週休2日モデル工事実施要領

## 1. 主旨

建設業における労働環境の改善に向け、工事現場において原則土日を休日とした週休2日の工事「金沢版週休2日モデル工事」（以下、「モデル工事」という）を実施するにあたり必要な事項を定める。

## 2. 対象工事

対象工事は、発注者指定型として発注するものとし、特記仕様書において対象工事であることを明示することとする。

### (1) 発注者指定型

原則全ての工事（ただし、適用困難工事は除く。）

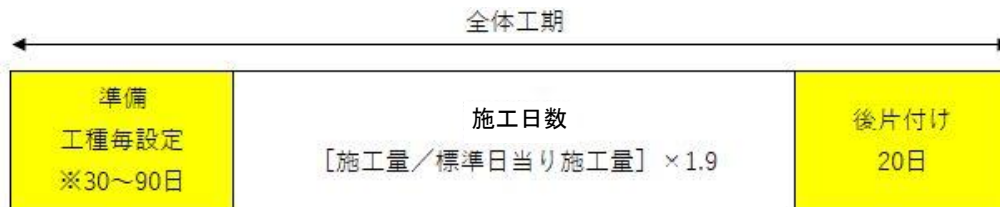
### (2) その他（発注者指定型以外）

(1) として発注していない工事において、受注者から希望があり、現場着手前までに受発注者間で協議が整った場合（1）と同様の取り扱いができるものとする。

## 3. 取り組み内容

### 3-1 工期設定（営繕工事（公共建築工事積算基準で積算した工事をいう。）は除く）

実工期（施工量／標準日当り施工量）に年間作業不稼働率（国の年間作業不稼働率に準拠）を乗じた日数に、準備、後片付けの日数（下表）を合計した日数とする。工期設定支援システムを利用して適正工期を確認すること。



準備日数	後片付け日数	工種区分
30	20	砂防・地すべり等、河川維持、公園、下水道
40		河川、河川・道路構造物、海岸、道路改良
50		舗装（新設）、道路維持
60		橋梁保全、舗装（修繕）
70		P C橋
80		共同溝等、トンネル
90		鋼橋架設、電線共同溝

### 3-2 工事看板

受注者は、工事現場に週休2日に取り組むことを記載した工事看板（別図1）を設置すること。

### 3-3 工程管理

#### (1) 工事着手前

受注者は、現場着手前に原則土日を休日とした週休2日の計画工程を工事工程表（様式1）に記入し、監督員に提出・共有することとする。

#### (2) 工事中

受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は工事工程表を修正し、監督員に提出・共有することとする。

#### (3) 工事完了時

受注者は、工期最終日までに、工事工程表に実施工程を記入し、監督員に提出することとする。

### 4. 週休2日工事の定義

工期内の対象期間において原則土日を休日とした週休2日（4週8休相当、振替休日可）の現場閉所を確保すること。ただし、合冊工事の場合は、対象工事すべてを1工事とみなすものとする。

4週8休相当とは、工事着手日から工事完了日の内、現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

#### ①対象期間

現場着手日から現場完了日のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間の他、下記の期間を除いたもの。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応
- ・受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間等
- ・その他

#### ②現場着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日

#### ③現場完了日

工事施工範囲内ですべての作業が完了した日

#### ④現場閉所

- ・工事施工箇所において材料搬入、現場事務所での事務作業等を含め、一切の現地作業を行わない状態をいう。ただし、作業を伴わない現場巡視等は現場閉所とする（出来形計測等は不可）
- ・天候不順（雨天・降雪等）により休工した日は現場閉所とする。

### 5. 週休2日の確認方法

発注者は、3-3の工事工程表に基づき、下記の内容に留意し、週休2日の達成状況の確認を行うこと。

- ・対象期間（現場着手日～現場完了日）
- ・週休2日（4週8休相当）の日数の確認
- ・上記日数の休日の達成状況

## 6. 費用

### (1) 発注者指定型

- ・週休2日の確保を前提に当初設計から、発注時の国の基準（補正等）（4週8休）により積算を実施する。
- ・施工後に現場閉所の達成状況を確認し、やむを得ず4週8休に満たない場合は、上記を減額する。

### (2) その他（発注者指定型以外）

- ・当初設計では、従来基準により積算を行い、週休2日（4週8休相当）の確保が確認できた場合（見込まれる場合）は、発注時の国の基準（補正等）により変更設計を行う。

## 7. 評定

週休2日の確保が確認できた場合、社会性等（第二次評定）における「建設現場における週休2日（4週8休相当）を達成」において、2.5点の加点を行う。

モデル工事において、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られない場合や、週休2日の実施について虚偽報告を行った場合は、法令順守等（第二次評定）における「その他」において、7.5点を減ずる措置を行うものとする。

## 8. アンケート

受注者は、発注者が必要と認めた場合、モデル工事による効果や課題を抽出するため、別に定めるアンケート調査に回答すること。

## 9. その他

本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、監督員と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

### 附則

この要領は、令和元年6月1日から適用する。

### 附則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

### 附則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

### 附則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

■工事看板参考図（別図1）

(イ) ご迷惑をおかけします

(ロ) ○○○○○○を  
なおしています

令和 ○年 ○月 ○日まで  
時間帯 0:00~0:00

(ニ) ○○○○○ 工事

この工事は、  
週休2日に取り組んでいます



発注者 金沢市○○課  
電話番号 000-000-000

施工者 ○○○○建設株式会社  
電話番号 000-000-000  
現場代理人○○○○

金沢市工事看板

○○○○○ 工事

工 期 令和 ○年 ○月 ○日

発注者	金沢市長	○○○○
主管課	○○○○課	TEL000-0000
(監修)	○○○○	
監理	○○○○	
設計	○○○○	
施 業	○○○○株式会社	
	現場代理人○○○○	TEL000-0000
施 工	電気設備	○○○○株式会社
	現場代理人○○○○	TEL000-0000
	機械設備	○○○○株式会社
	現場代理人○○○○	TEL000-0000

この工事は、週休2日に取り組んでいます

- ・工事看板に「この工事は、週休2日に取り組んでいます」と記載する。